

公益法人に対する補助金等の見直しの状況

様式5

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
住民参加型まちづくりファンド支援事業	(特財)民間都市開発推進機構	190,000,000	一般会計	都市再生推進事業	H23.2.24	特財	国所管	住民参加型まちづくりファンド支援事業については、地縁の資金に係る呼び水効果を生み出し、地域に必要なまちづくり事業の資金を集めるといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、補助対象事業の重点化等により、200百万円(平成22年度)を190百万円(平成23年度)まで縮減してきている。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
民間都市開発事業支援事業	(特財)民間都市開発推進機構	5,000,000,000	一般会計	都市再生推進事業	H23.11.14	特財	国所管	民間都市開発事業支援事業については、民間都市開発事業を支援するメザニン支援業務につき、支援先の貸倒れリスクに対応する資金を十分に確保し、民間金融機関からの資金調達を円滑化するという政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	無
鉄道技術開発	(公財)鉄道総合技術研究所	531,313,000	一般会計	鉄道技術開発費補助金	H23.4.1	公財	国所管	鉄道技術開発については、超電導磁気浮上式鉄道の開発等、新技術の鉄道への応用に係る技術開発等に対して補助するものであり、鉄道の技術水準の向上を図るといった政策目的のために必要な支出であるが、これまでに、超電導技術のうち特に一般鉄道への波及効果が高い要素技術への重点化を図る等により、531百万円(平成23年度)を308万円(平成24年度)まで縮減している。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
事故防止対策支援推進事業	(特財)運輸低公害車普及機構	64,557,082(H23.6.9) 2,400,000(H23.11.30)	自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定	自動車事故対策費補助金	交付決定額欄を参照	特財	国所管	事故防止対策支援推進事業は、運行管理の高度化のため、自動車運送事業者等がデジタル式運行記録計や映像記録型ドライブレコーダーを導入する際に補助するものであり、自動車事故の発生防止という政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
自動車事故相談及び示談あっ旋事業	(特財)日弁連交通事故相談センター	570,000,000	自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定	自動車事故対策費補助金	H23.4.1	特財	国所管	自動車事故相談及び示談あっ旋事業は、弁護士が自動車事故の損害賠償に関する相談・示談あっ旋を無償で行う事業に対して補助するものであり、自動車事故の被害者の保護を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
交通遺児育成基金事業	(特財)交通遺児等育成基金	108,000,000	自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定	自動車事故対策費補助金	H23.4.1	特財	国所管	交通遺児育成基金事業は、交通遺児の育成のための資金を長期にわたり安定的に給付する基金事業に対して補助するものであり、交通遺児の生活基盤を確立し、その健全な育成を図るという政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、補助対象事業の重点化等により、145,500,000円(平成22年度)を108,000,000円(平成23年度)まで縮減してきている。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
自動車事故救急法普及事業	(公社)日本交通福祉協会	9,540,291	自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定	自動車事故対策費補助金	H23.7.13	公社	国所管	自動車事故救急法普及事業は、自動車事故現場において負傷者に対して迅速・適切な応急処置を行うための救急法の講習を行う事業に対して補助するものであり、自動車事故被害者の救急法に係る知識及び技術の普及を通じて、自動車事故被害者の被害軽減を図るという政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、補助対象事業の重点化等により、10,000,000円(平成22年度)を9,540,291円(平成23年度)まで縮減してきている。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
オムニバスタウン整備総合対策事業	(特社)広島県バス協会	20,946,000	自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定	自動車事故対策費補助金	H23.4.1	特社	国所管	オムニバスタウン整備総合対策事業は、利用者リアルタイムで運行情報を提供するバスロケーションシステム等に対し補助するものであり、利便性の向上を図り、マイカー等利用からバス利用へ転換させること等により、自動車事故の防止及び交通渋滞の緩和等を図るという政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。 なお、本事業は平成24年度をもって終了する。	有
低公害車普及促進対策事業	(特財)運輸低公害車普及機構	1,200,000(H23.4.25) 12,353,000(H23.11.25) 40,070,000(H23.12.22) 19,887,000(H24.1.31) 40,731,000(H24.2.22) 3,984,000(H24.3.29)	一般会計	低公害車普及促進対策費補助金	交付決定額欄を参照	特財	国所管	低公害車普及促進対策事業は自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する観点から、自動車運送事業者等の次世代自動車への買い替え・導入を促進するために補助するものであり、新車販売に占める次世代自動車の割合を2020年までに最大50パーセントに実現するといった政策目的達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為ないし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
自動車基準・認証制度国際化対策費補助金	(特財)日本自動車輸送技術協会	200,000,000	自動車安全特別会計 検査登録勘定	自動車基準・認証制度国際化対策費補助金	H23.5.18	特財	国所管	自動車基準・認証制度国際化対策費補助金については、国が行う自動車基準認証に関する国連への提案等を支援させるため、欧米各国の基準策定や試験研究等に関する過去の経緯及び最新動向の把握、提案の正当性を技術的に立証するデータ収集のための試験研究等の事業に対し補助するものであり、自動車の基準認証の国際化を推進し、自動車に関する安全の確保・環境の保全を実現しつつ、国際自動車市場において我が国自動車メーカー等が活躍できる環境整備に寄与するといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有
船員雇用促進対策事業	(特財)日本船員福利雇用促進センター	35,048,000	一般会計	船員雇用促進対策事業費補助金	H23.6.14	特財	国所管	船員雇用促進対策事業については、船員として就職するために求められている資格や実務経験を有していない者のために、陸上で座学や乗船研修等にて必要な訓練を行うことで、船員の雇用を促進する事業に対し補助するものであり、船員の職業及び生活の安定に資するとともに、海上企業が必要とする労働力を円滑に供給することにより、国民生活及び経済を支える海上輸送の安定的な確保を図るといった政策目的の達成のために必要な支出であるが、これまで、補助対象事業の重点化等により、99百万円(平成20年度)を35百万円(平成23年度)まで縮減してきている。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに必要に応じて取り組んでいく。	有
開発途上国船員養成事業	(特財)日本船員福利雇用促進センター	35,072,000	一般会計	政府開発援助経済協力事業費補助金	H23.7.21	特財	国所管	開発途上国船員養成事業は、開発途上国の船員教育の向上を目的として、船員受入事業として、乗船訓練の機会を得るのが困難な船員供給国であるフィリピン、インドネシア、ベトナム、バングラデシュの船員教育機関の学生に、日本の教育システムの下で乗船訓練の機会を提供するとともに、教育者受入事業として、フィリピン、インドネシア、ベトナム、ミャンマーの教育機関の教育者を日本へ招へいし、OJTを機軸とした乗船研修や陸上の専門研修を提供し、船員教育者の技能の向上を図る事業に対し補助するものである。 平成24年からは船員受入事業を廃止し、教育者受入事業に一本化することで、補助対象事業の効率化を図っている。 この事業は、日ASEAN交通大臣会合において承認されている「アジア人船員国際共同養成プログラム」に該当し、外国人船員に大きく依存する日本外航船への優秀な船員供給といった政策目的の達成のために必要な支出である。 これまで、補助対象事業の重点化等により、37百万円(平成20年度)を35百万円(平成23年度)まで縮減している。 今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有

事業名	補助金交付先名	交付決定額	支出元会計区分	支出元(目)名称	補助金交付決定等に係る支出負担行為なし意思決定の日	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	継続支出の有無
						公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分		
アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金	(特財)アイヌ文化振興・研究推進機構	107,519,000	一般会計	アイヌ伝統等普及啓発等事業費補助金	H23.4.1	特財	国所管	アイヌ伝統等普及啓発等事業は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律に基づき指定された法人に対し、当該法律に基づくアイヌ伝統等に関する広報活動その他の普及啓発及びアイヌ文化の振興等に資する調査研究を行う者に対する助言、助成等を実施するために補助されるものであり、アイヌの伝統文化に関する国民に対する知識の普及・啓発といった政策目的の達成のために必要な支出であるが、今後においても、真に必要な補助対象事業の重点化等により、政策目的に合致した見直しに取り組んでいく。	有

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。